令和　８年（ケ）第　　３８号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月２０日
秋田地方裁判所民事第２部
裁判所書記官　石　田　志　保

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月　４日から 令和　８年１２月１１日まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月１５日　午前１０時００分 秋田地方裁判所売却場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月　５日　午後　１時００分 秋田地方裁判所民事第２部
特別売却実施期間	令和　８年１２月１６日　午前　８時３０分から 令和　８年１２月１６日　午後　５時００分まで	
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行，保険会社，株式会社商工組合中央金庫，農林中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）	☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月２０日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和８年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	6,629,000 5,303,200	一括	1,325,800	88,012	非課税
1	1,490,000				
2	54,000				
3	5,085,000				
備考					

令和　８年（ケ）第　　３８号

物　件　目　録

１　所　　在　　秋田市仁井田本町五丁目

　　地　　番　　１２３番１５

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１３２．２５平方メートル

２　所　　在　　秋田市仁井田本町五丁目

　　地　　番　　１２３番９

　　地　　目　　公衆用道路

　　地　　積　　１３８平方メートル

　　持分４０分の１０

３　所　　在　　秋田市仁井田本町五丁目　１２３番地１５

　　家屋　番号　　１２３番１５

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造合金メッキ鋼板ぶき２階建

　　床　面　積　　１階　５３．８２平方メートル
　　２階　５２．１７平方メートル

入札時の注意点

■暴力団員等や，役員に暴力団員等がいる法人は，買受人となれません。
■暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は，買受人となれません。

入札時に下記の各書面の提出が入札書毎に必要です。

暴力団員等に該当しない旨の 陳述書 （個人・法人を問わず）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。
※記載に不備があった場合，入札が無効になる場合があります。
※提出後の訂正はできません。

住民票
（個人の場合）

資格証明書
（法人の場合）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。
※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが，個人の場合も住民票の提出が必須になりました。
※住民票は，氏名・住所・生年月日・性別の記載があり，マイナンバーが記載されていないものを提出してください。
※入札する日において発行後３か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し （宅地建物取引業者の場合）

※有効期限内のものを提出してください。

（入札方法に関する問合せ）
秋田地方裁判所執行官室　☎０１８－８２４－１５１４

令和　８年（ケ）第　　３８号

物　件　明　細　書

令和　８年１０月２１日
秋田地方裁判所民事第２部
裁判所書記官　佐々木　絢　美

1　不動産の表示
【物件番号１～３】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号１～３】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号１～３】
本件共有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
なし

《　注　　意　　書　》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して，裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
（このほか，ＢＩＴのお知らせメニューにも登載されています。）

令和　８年（ケ）第　　３８号

物　件　目　録

１　所　　在　　秋田市仁井田本町五丁目

　　地　　番　　１２３番１５

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１３２．２５平方メートル

　　共有者　Ａ　持分１０分の３
　　共有者　Ｂ　持分１０分の７

２　所　　在　　秋田市仁井田本町五丁目

　　地　　番　　１２３番９

　　地　　目　　公衆用道路

　　地　　積　　１３８平方メートル

　　共有者　Ａ　持分４０分の３
　　共有者　Ｂ　持分４０分の７

３　所　　在　　秋田市仁井田本町五丁目　１２３番地１５

　　家屋　番号　　１２３番１５

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造合金メッキ鋼板ぶき２階建

　　床　面　積　　１階　５３．８２平方メートル
　　２階　５２．１７平方メートル

　　共有者　Ａ　持分１０分の３
　　共有者　Ｂ　持分１０分の７

令和　８年(ケ)第　　３８号
令和　８年　８月　３日受理
令和　８年　９月１１日提出



現況調査報告書

秋田地方裁判所
執行官　　関　　知　満

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

令和　８年（ケ）第　　３８号

物　件　目　録

１　所　　在　　秋田市仁井田本町五丁目

　　地　　番　　１２３番１５

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１３２．２５平方メートル

　　共有者　Ａ　持分１０分の３
　　共有者　Ｂ　持分１０分の７

２　所　　在　　秋田市仁井田本町五丁目

　　地　　番　　１２３番９

　　地　　目　　公衆用道路

　　地　　積　　１３８平方メートル

　　共有者　Ａ　持分４０分の３
　　共有者　Ｂ　持分４０分の７

３　所　　在　　秋田市仁井田本町五丁目　１２３番地１５

　　家屋番号　　１２３番１５

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造合金メッキ鋼板ぶき２階建

　　床　面　積　　１階　５３．８２平方メートル
　　２階　５２．１７平方メートル

　　共有者　Ａ　持分１０分の３
　　共有者　Ｂ　持分１０分の７

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	秋田市仁井田本町五丁目１２番２３号
土地	物件１
現況地目	■宅地（物件１） □公衆用道路（物件　　） □　　（物件　　）
形状	□公図のとおり　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり ■建物配置図のとおり
占有者及び占有状況	■土地共有者　□その他の者 上記の者らが本土地上に下記建物を共有し、占有している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	
建物	物件３
種類，構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主である建物　□附属建物） □種　類： □構　造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない □ある　種　類： 構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物共有者　□その他の者 上記の者らが本建物を　居宅　として使用している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない □ある　地方裁判所　支部　令和　年（　）第　号 保管開始日　令和　年　月　日
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　■建物配置図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

（土地用）

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	秋田市仁井田本町五丁目１２番２３号　付近
土地	物件２
現況地目	□宅地　（物件　　）　■公衆用道路（物件　２）　□農地（物件　　） □雑種地（物件　　）　□山林　　（物件　　）　□ □
形状	□公図のとおり　　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり ■建物配置図のとおり
占有者及び占有状況	■土地共有者　　□その他の者 □上記の者が本土地上に、 下記目的外建物を所有し、占有している。 □上記の者が駐車場として使用し、占有している □上記の者が更地の状態で占有している。 ■上記の者らが公衆用道路の状態で占有している。 □「占有者及び占有権原」のとおり □
その他の事項	本件共有者らの持分は４分の１である。
執行官保管の仮処分	■ない □ある　［　　地方裁判所　　支部　令和　　年（　）第　　号 保管開始日　令和　　年　　月　　日
建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　　□土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

（関係人の陳述等用）

関係人の陳述等

陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
■ 共有者　B	1　この家には、私と家族（共有者A）が住んでいます。 2　ここ数年の大雨の際に、この周辺は何も影響がありませんでした。

（執行官の意見用）

執行官の意見

1　本件物件の状況は、建物配置図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調 査 の 経 過

調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
8年 8月12日（水） 9：10 － 9：20	秋田地方法務局	近隣土地の登記事項要約書を公用で取得
8年 8月21日（金） 10：20 － 10：30	物件所在地	占有調査、外観写真撮影
8年 9月 3日（木） 13：10 － 13：40	物件所在地	立入調査、共有者Ｂから聴取、写真撮影
年 月 日（ ） ： － ：		
年 月 日（ ） ： － ：		
年 月 日（ ） ： － ：		
年 月 日（ ） ： － ：		

（特記事項）

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

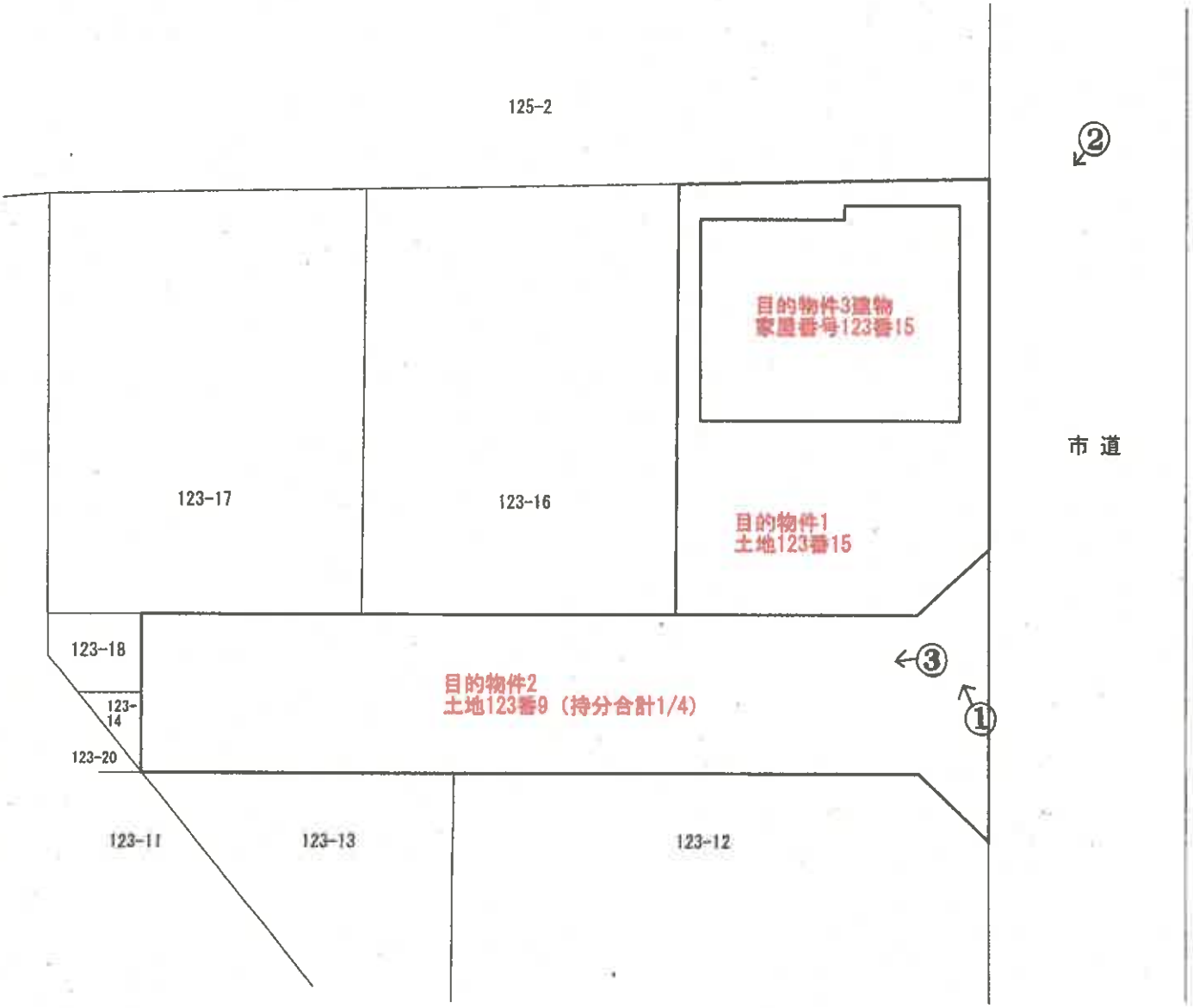
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

○→写真撮影位置・方向



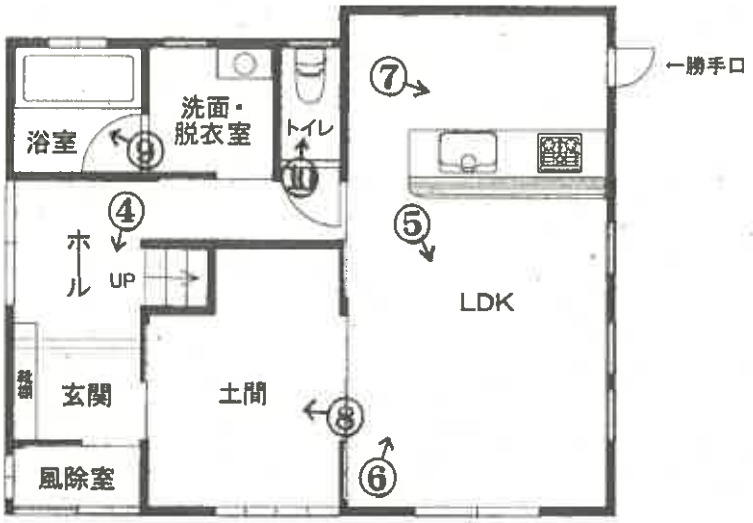


建物配置図
縮尺1：200

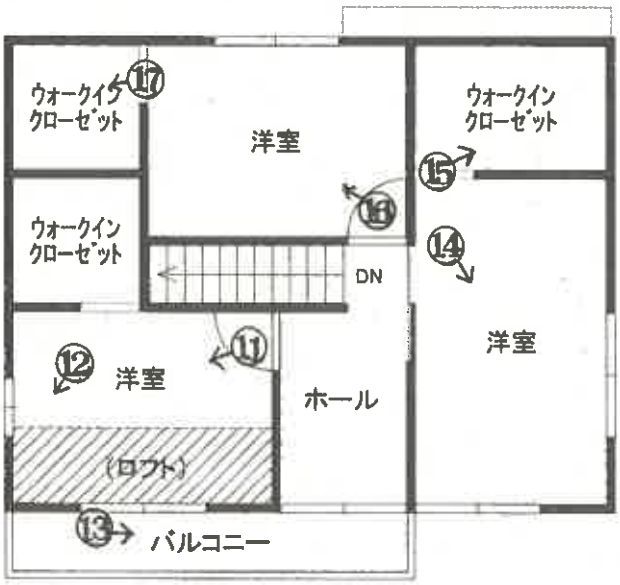
○→写真撮影位置・方向

目的物件３

（１階）



（２階）





建物間取図
縮尺 1：100

①



②



③



（ 8 枚目）

④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



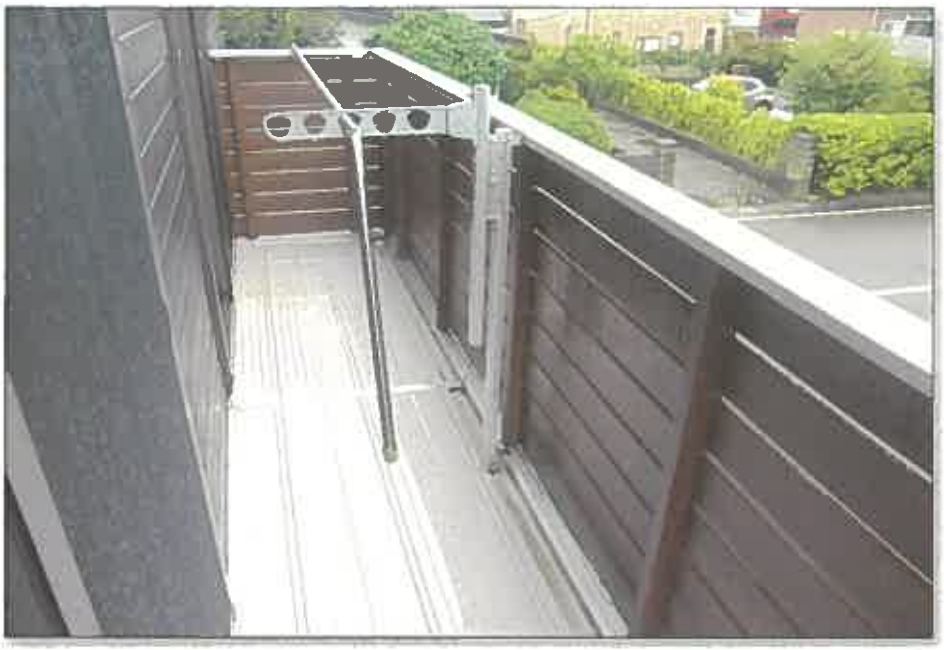
⑪



⑫



⑬



⑭



⑮



⑯



⑰



令和　８年　（ケ）　第　３８　号
令和　８年　９月　　３日　現地調査
令和　８年　９月　１６日　評　　価

秋田地方裁判所　民事第２部　　御中

評　　価　　書

評価人　　不動産鑑定士

田仲　博樹

第1　評価額

一　括　価　格	
金　６，６２９，０００円	
内　訳　価　格	
物件１（土地）	金　１，４９０，０００円
物件２（土地）	金　　５４，０００円
物件３（建物）	金　５，０８５，０００円

１　一括価格は、物件１～３の各不動産について、一括売却（民事執行法６１条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。

２　内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

３　物件１の内訳価格は物件３のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件３の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2　評価の条件

１　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

２　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

３　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法５８条４項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番　号	所在等	登　　記	現　　況
1	所　在 地　番 地　目 地　積	秋田市仁井田本町五丁目 123番15 宅地 132.25 ㎡	ほぼ同左
2	所　在 地　番 地　目 地　積	秋田市仁井田本町五丁目 123番9 公衆用道路 138 ㎡	ほぼ同左
3	所　在 家屋番号 種　類 構　造 床面積	秋田市仁井田本町五丁目123番地15 123番15 居宅 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 1 階：　53.82㎡ 2 階：　52.17㎡ 合計：105.99㎡	ほぼ同左
番　号	特　記　事　項		
2	共有者2名の持分の合計（4分の1）のみが対象である。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件1、2)

位置・交通（道路距離）	ＪＲ羽越本線「羽後牛島」駅の南方約4.0km バス停「ケヤキ通り」の北東方約250m 仁井田小学校の南方約1.1km 御野場中学校の南東方約1.6km マルダイおのば店の北東方約350m 秋田市役所の南東方約7.2km	
付近の状況	秋田市の市街地中心部より南方に位置し、全5区画（4戸）の小規模分譲住宅地域を形成している。道路は幅員約5mの行止まりの舗装私道が標準であるが、東方で南北に走る幅員約6.3mの舗装市道に接続する。商業施設や小・中学校に比較的近い利便性や地価の値頃感等を反映し、当地域の地価はやや上昇傾向で推移するものと予測する。	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種中高層住居専用地域 60% 200% － ・立地適正化計画（居住誘導区域内、都市機能誘導区域外） ・秋田市水害ハザードマップ（浸水想定0.5m以上～3.0m未満の区域）
画地条件	物件1は南側を間口とし約9.9m、奥行約13.7mのほぼ長方形地。規模は132.25（登記地積）。地勢はほぼ平坦である。 物件2は幅員約5.0m、延長約26.8m、帯状の舗装私道（5名の共有）となっている。規模は138㎡（登記地積）。地勢はほぼ平坦である。	
接面道路の状況	物件1は南側が物件2から構成される幅員約5m舗装私道（建築基準法第42条1項5号（位置指定道路 指定番号：H27-001 指定年月日：平成27年7月2日 延長：26.8m 幅員：5.0m）、東側が幅員約6.3m舗装市道（仁井田本町10号線、建築基準法第42条1項1号）に、それぞれほぼ等高に接面する角地。南側接面私道は物件1の南東端より西方約26.8mの地点で行止りとなっている。	
土地の利用状況等	物件1は物件3建物の敷地、物件2は私道として利用されている。当該建物について物件1に法定地上権が成立し、建物の配置、規模、利用状況等から、その全部に及ぶと判断した。 隣接不動産は、東・南側が道路を介して一般住宅、西側が一般住宅、北側が車庫・畑である。	
供給処理施設（宅地内引込）	上水道：あり ガス配管：あり 下水道：あり	（東側接面道路公設管より物件2を介して引込） （建物への接続あり） （建物への接続あり）
特記事項	○現地調査、当該物件の登記や各種地図等の資料から、土壌汚染の可能性を有する用途で使用された可能性は低いものと判断した。また、周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。	

2 建物の概況及び利用状況(物件3)

区　　分	物件３
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）　：　平成27年10月7日新築 経　過　年　数　：　約 11 年 経済的残存耐用年数　：　約 19 年
仕　　様	構　造　：　木造 屋　根　：　ガルバリウム鋼板 外　壁　：　窯業系サイディング 内　壁　：　ビニールクロス貼りほか 天　井　：　ビニールクロス貼りほか 床　：　フローリングほか 設　備　：　給排水衛生設備、電気設備ほか その他　：　特になし
床面積（現況）	1階：53.82㎡　2階：52.17㎡　　延床面積：　105.99 ㎡ （登記と同じ） なお、バルコニーと2階南西側の洋室にあるロフトは床面積に算入しない。
現況用途等	階　層　：　2階建 現況用途　：　居宅 間　取　り　：　添付資料の建物間取図のとおり
品　　等	周辺の建物と比較するに、使用資材・施工の程度等から、品等は普通と判断した。
保守管理の状態	経年相応の摩滅・老朽化は認められるが、保守管理の状態は概ね普通と判断した。
建物の利用状況	所有者（共有者ら）が居宅として占有している。
特記事項	○対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。

第5　評価額算出の過程

1　基礎となる価格

（1）建付地価格（物件１、２）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 （円／㎡） ア	個別 格差 イ	地積 （㎡） ウ	建付減価 エ	建付地価格（円） （千円未満四捨五入） ア×イ×ウ×エ
1	24,800	1.03	132.25	1.00	3,378,000
2	24,800	0.10	138	－	342,000

ア　標準画地価格　（　地価調査基準地　からの規準　）

標準画地は幅員約5m舗装私道に南側で接面する地積約140㎡の長方形地

地価調査基準地　：　秋田（県）－24（7頁参照）

基準地価格		時点修正		標準化補正		地域格差		標準画地価格
29,200円/㎡	×	100.4 / 100	×	100/ 100	×	100/ 118	≒	24,800円/㎡

◇時点修正　：　1.004　（基準地価格の価格時点から評価日までの推定変動率である。）
◇標準化補正：　1.00　（方位：基準方位南方）
◇地域格差

街路条件　：　1.08　（幅員＋1%、系統連続性＋2%、道路の種別＋5%）
交通接近条件：　1.01　（中心部接近性＋1%）
環境条件　：　1.10　（居住環境＋10%）
行政的条件　：　0.98　（用途地域－2%）
その他条件　：　1.00　（特になし）

以上の相乗積　1.08 × 1.01 × 1.10 × 0.98 × 1.00 ≒ 1.18

イ　個別格差

（物件1）

街路条件　：　1.00　（特になし）
交通接近条件：　1.00　（特になし）
環境条件　：　1.00　（特になし）
画地条件　：　1.03　（方位±0%、角地＋3%）
行政的条件　：　1.00　（特になし）
その他条件　：　1.00　（特になし）

以上の相乗積　1.00 × 1.00 × 1.00 × 1.03 × 1.00 × 1.00 ＝ 1.03

（物件2）　私道敷地－90%

ウ　地積　：　登記数量による。

エ　建付減価：　1.00　（物件1：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。）

（2）建物価格（物件３）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 （円／㎡） ア	現況延床面積 （㎡） イ	現価率 ウ	建物価格（円） （千円未満四捨五入） ア×イ×ウ
3	200,000	105.99	0.333	7,059,000

ウ　現価率

・経過年数約11年、経済的残存耐用年数約19年、残価率5%とした定率法（現価率0.333）と観察減価法（保守管理の状態等を考慮し、減価の必要は無いと判断）を併用して下記のとおり査定した。

現価率　＝　0.333　×　（1－　0.00）　＝　0.333

2　評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

①　土地利用権等価格

番号	建付地価格 （円） ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格（円） （千円未満四捨五入） ア×イ
1	3,378,000	0.30	法定地上権	1,013,000

イ　土地利用権等割合　：　物件1の物件3に対する土地利用権等を法定地上権と判定し、その建付地価格に対する割合を30%と査定した。

②　内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 （円） ア	土地利用権等価格の控除及び加算 （円） イ	占有減価修正 ウ	共有持分割合 エ	市場性修正 オ	競売市場修正 カ	評価額（円） （千円未満四捨五入） （ア±イ）×ウ×エ×オ×カ
1	3,378,000	－1,013,000			0.90	0.70	1,490,000
2	342,000	±0		1/4	0.90	0.70	54,000
3	7,059,000	＋1,013,000	1.00		0.90	0.70	5,085,000
						一括価格（合計）	6,629,000

ウ　占有減価修正　：　必要なし

オ　市場性修正　：　共有持分のみの私道も含まれることによる市場性の減退を考慮した。

カ　競売市場修正　：　評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

○ 地価調査価格 ［ 秋田（県）－24 ］

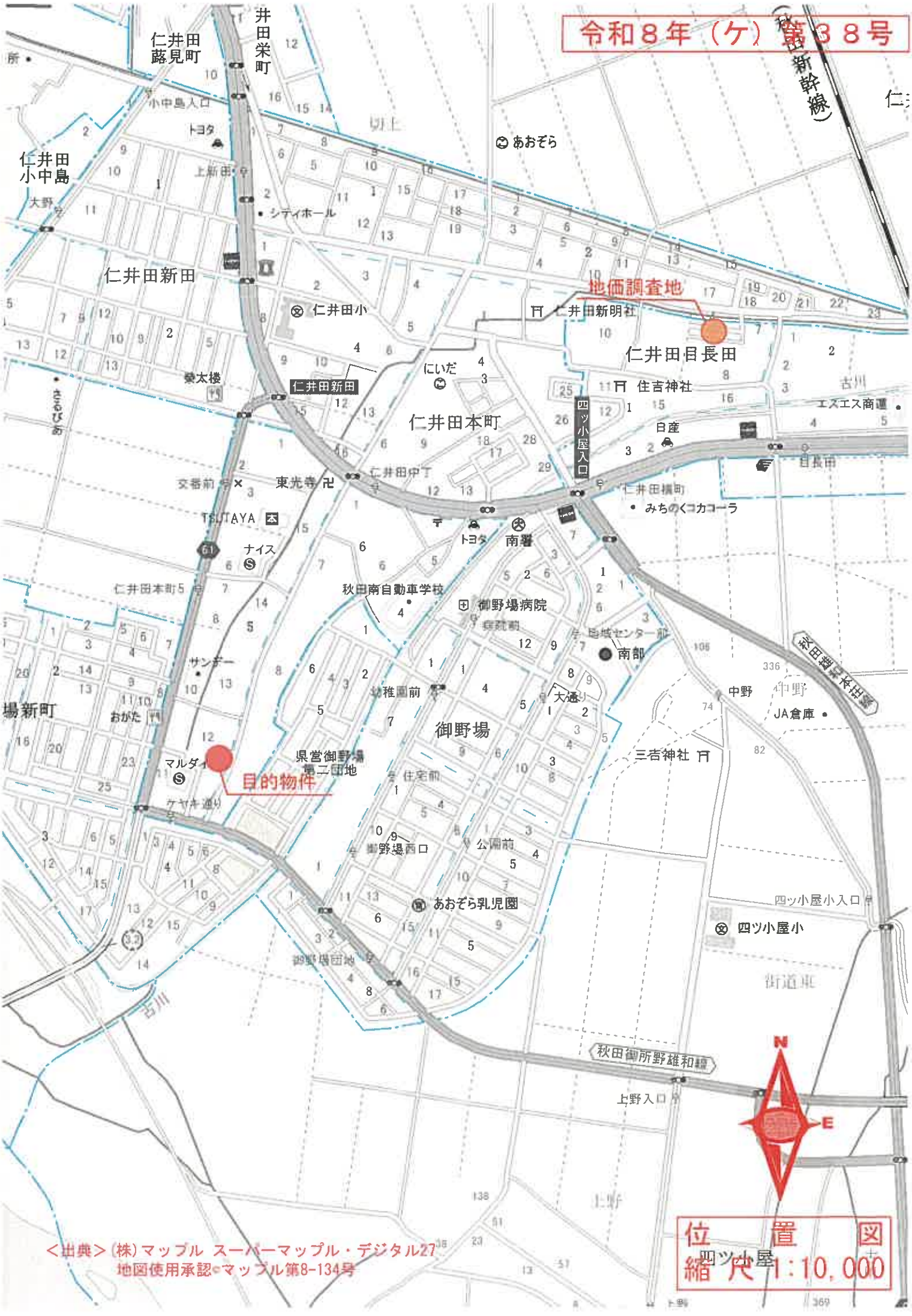
所在	：	秋田市仁井田目長田1丁目111番2「仁井田目長田1-5-20」
価格	：	29,200円／㎡
位置	：	ＪＲ羽越本線「羽後牛島」駅の南東方道路距離で約3.2km
価格時点	：	令和8年7月1日
地積	：	204 ㎡
供給処理施設	：	水道、下水
接面道路	：	南側幅員6m舗装市道
用途指定等	：	市街化区域、第1種低層住居専用地域 （指定建蔽率50%、指定容積率80%）
地域の概要	：	中規模の一般住宅が多い住宅地域

第7 附属資料

1 受命物件の位置図（㈱マップル スーパーマップル・デジタル27）
2 住宅地図（㈱ゼンリン住宅地図）
3 公図写
4 地積測量図写
5 建物図面・各階平面図写
6 建物配置図
7 建物間取図

以 上

令和８年（ケ）第３８号



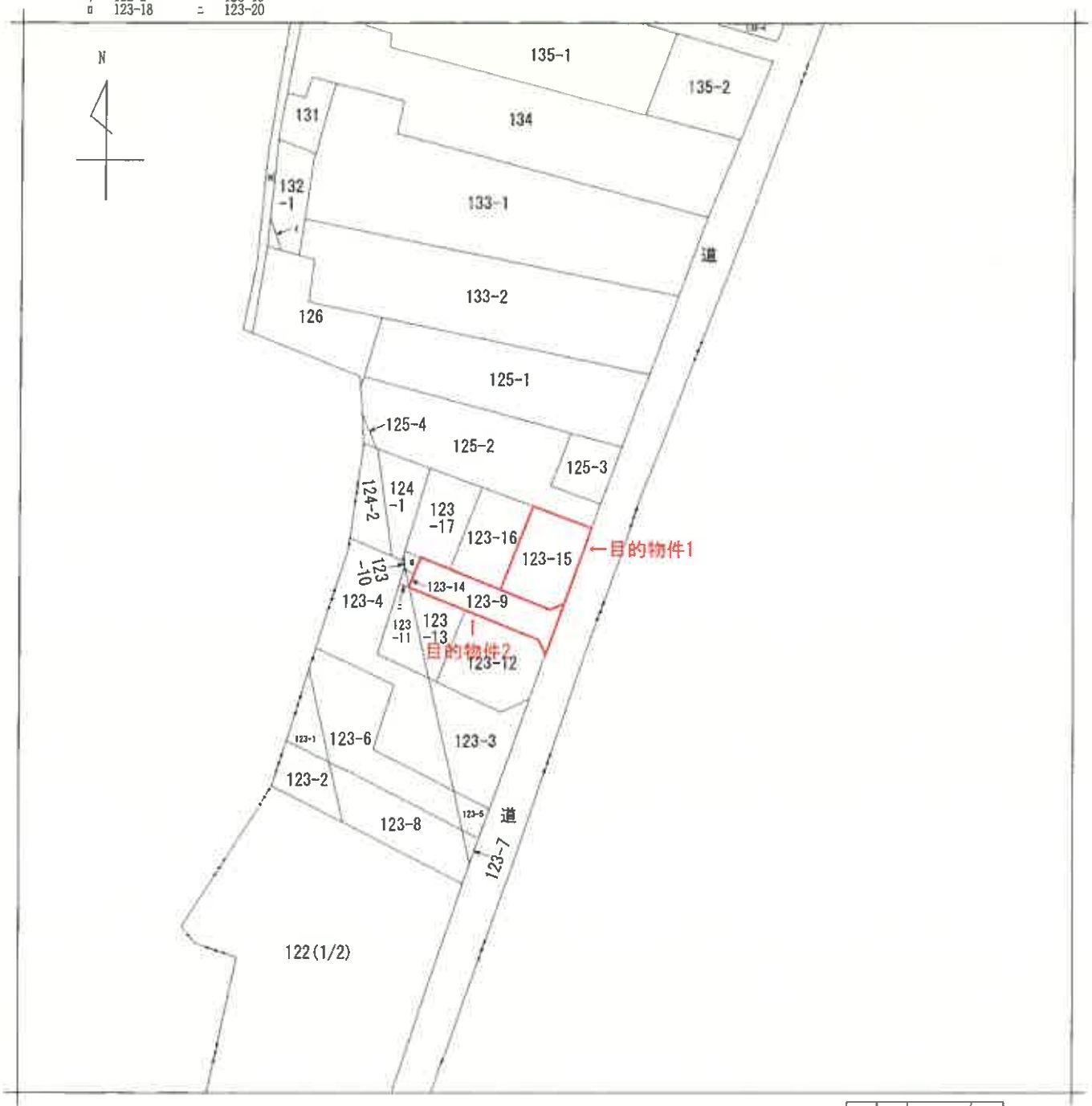
位置図
縮尺 1：10,000

<出典>(株)マップル スーパーマップル・デジタル27
地図使用承認©マップル第8-134号

表示年月日：２０２６／０８／１０

令和８年（ケ）第３８号

イ　132-2　　ハ　123-19
ロ　123-18　　ニ　123-20





請求部分	所在	秋田市仁井田本町五丁目				地番	123番15		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日（原図）		補記事項			

本図面は原本のＡ３判をＡ４判に
縮小コピーしたものである。

(1/1)

令和８年（ケ）第３８号

地番	123-9, 123-12～123-18	地積測量図	1/2
土地の所在	秋田市仁井田本町五丁目		

座標求積表

地番 ①123-9				
測点	Xn	Yn	Xn+1-Xn-1	(Xn+1 - Xn-1)Yn
BC7-1	-36325.779	-60728.151	6.080	-369227.158080
BC1-1	-36317.017	-60725.203	7.430	-451188.258290
KL13	-36318.349	-60727.910	1.111	-67468.708010
BC5-1	-36311.906	-60735.172	5.576	-338659.119072
BC4-1	-36312.773	-60744.486	5.419	-329174.369634
KL9-1	-36310.487	-60751.251	-0.083	4860.102480
N4-1	-36312.853	-60752.078	-4.737	287782.593486
BC8-2	-36315.224	-60752.875	-5.661	340276.852875
KL18	-36318.454	-60743.281	-7.813	478231.651313
KL5	-36323.097	-60729.490	-7.325	444843.514250
			倍面積	277.101318
			2倍積	138.5506590
			地積	138.55 ㎡

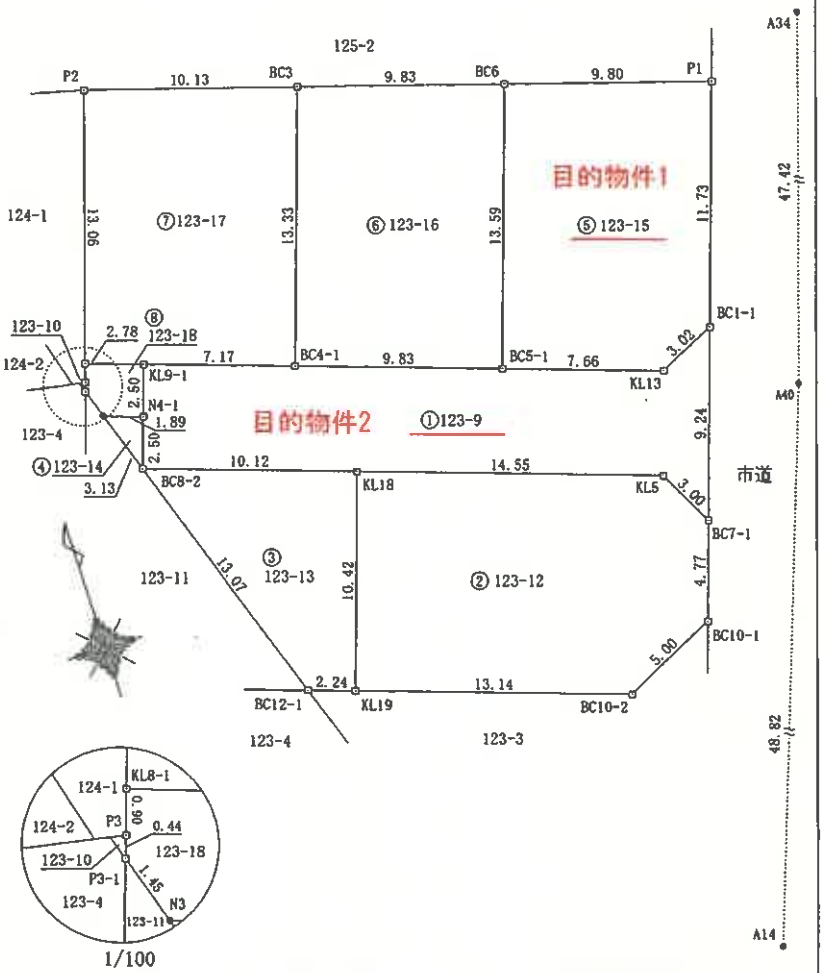
地番 ②123-12				
測点	Xn	Yn	Xn+1-Xn-1	(Xn+1 - Xn-1)Yn
BC10-1	-36330.297	-60729.670	6.744	-409560.894480
BC7-1	-36325.779	-60728.151	7.200	-437242.687200
KL5	-36323.097	-60729.490	7.325	-444843.514250
KL18	-36318.454	-60743.281	-5.236	318051.819316
KL19	-36328.333	-60746.607	-14.069	854644.013883
BC10-2	-36332.523	-60734.149	-1.964	119281.868636
			倍面積	330.665905
			2倍積	165.3029525
			地積	165.30 ㎡

地番 ③123-13				
測点	Xn	Yn	Xn+1-Xn-1	(Xn+1 - Xn-1)Yn
KL19	-36318.454	-60743.281	13.109	-796283.670629
BC8-2	-36315.224	-60752.875	-9.166	556860.852250
BC12-1	-36327.620	-60748.728	-13.109	796155.071352
KL19	-36328.333	-60746.607	9.166	-556860.399762
			倍面積	128.857211
			2倍積	64.4285605
			地積	64.42 ㎡

地番 ④123-14				
測点	Xn	Yn	Xn+1-Xn-1	(Xn+1 - Xn-1)Yn
BC8-2	-36315.224	-60752.875	-0.691	41987.477875
N4-1	-36312.853	-60752.078	2.972	-180555.175816
N3	-36312.252	-60753.869	-2.371	144047.433399
			倍面積	4.726458
			2倍積	2.3627290
			地積	2.36 ㎡

地番 ⑤123-15				
測点	Xn	Yn	Xn+1-Xn-1	(Xn+1 - Xn-1)Yn
P1	-36305.899	-60721.464	13.995	-849796.888680
BC6	-36303.022	-60730.838	-10.007	607733.495866
BC5-1	-36315.906	-60735.172	-15.327	930887.981144
KL13	-36318.349	-60727.910	-1.111	67468.708010
BC1-1	-36317.017	-60725.203	12.450	-756028.777350
			倍面積	264.519090
			2倍積	132.2595450
			地積	132.25 ㎡

境界点	境界標の種類
⊞	コンクリート杭
⊠	合成樹脂杭
⊡	金属プレート
⊗	鋲
⊙	その他



1/100

作成者	[redacted]	申請人	[redacted]	縮尺	1/250

本図面は原本のＡ３判をＡ４判に
縮小コピーしたものである。

令和８年（ケ）第３８号

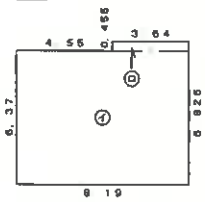
表示年月日：2026/08/10

各階平面図

建物図面
~~各階平面図~~

家屋番号	１２３番１５
建物の所在	秋田市仁井田本町五丁目１２３番地１５

1階

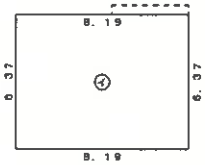


求積表

㋑	8.19	× 6.37	=	52.1703
㋺	3.64	× 0.455	=	1.65620
			計	53.82650

床面積 53.82 ㎡

2階

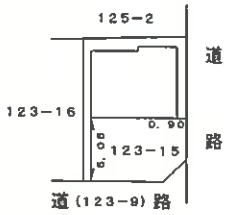


求積表

㋑	8.19	× 6.37	=	52.1703

床面積 52.17 ㎡

目的物件3

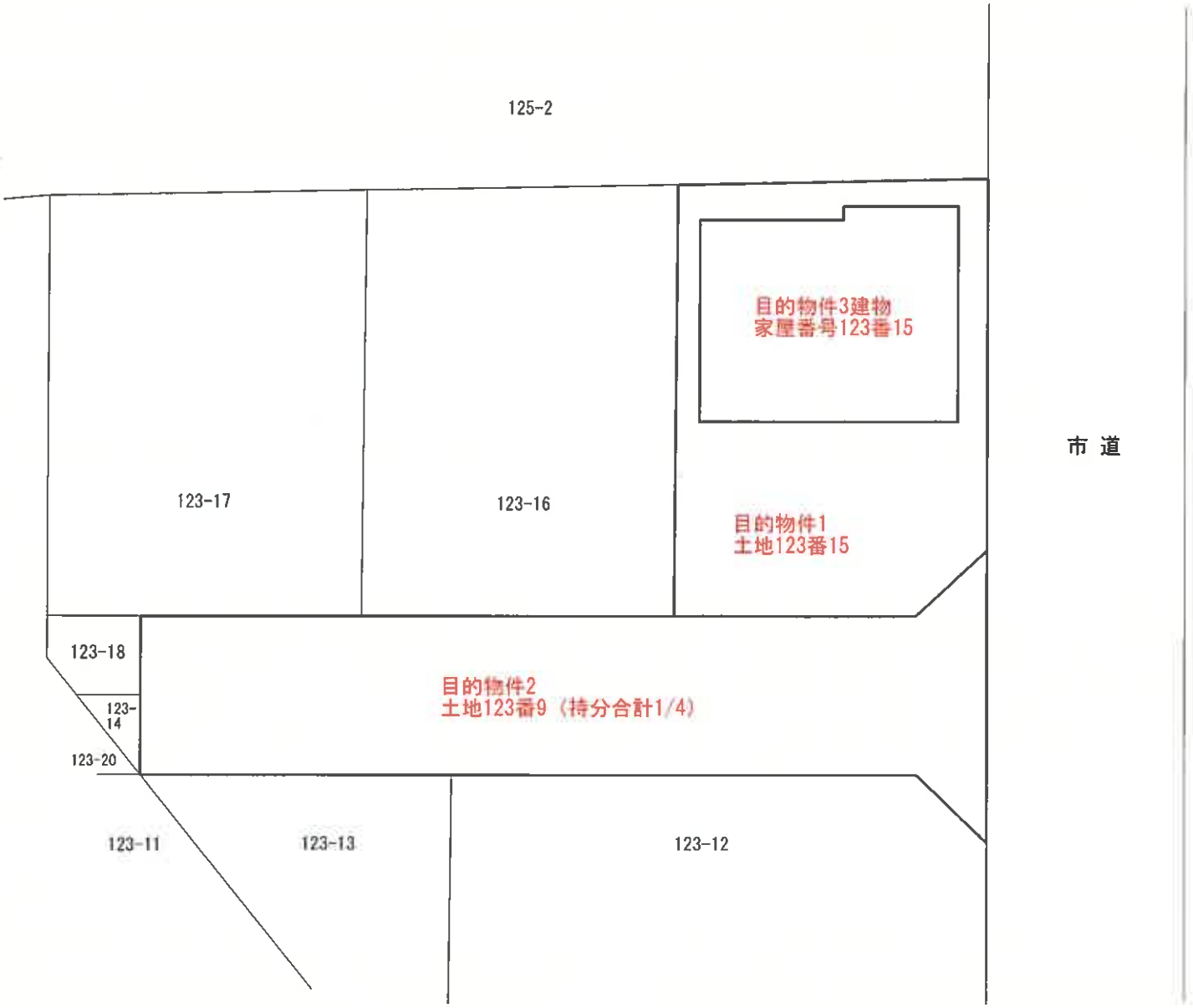


報告書No 1510069

作成者	[redacted]	縮尺	1/250	申請人	[redacted] 縮尺 1/500

本図面は原本のＡ３判をＡ４判に
縮小コピーしたものである。

令和８年（ケ）第３８号





建物配置図
縮尺1：200

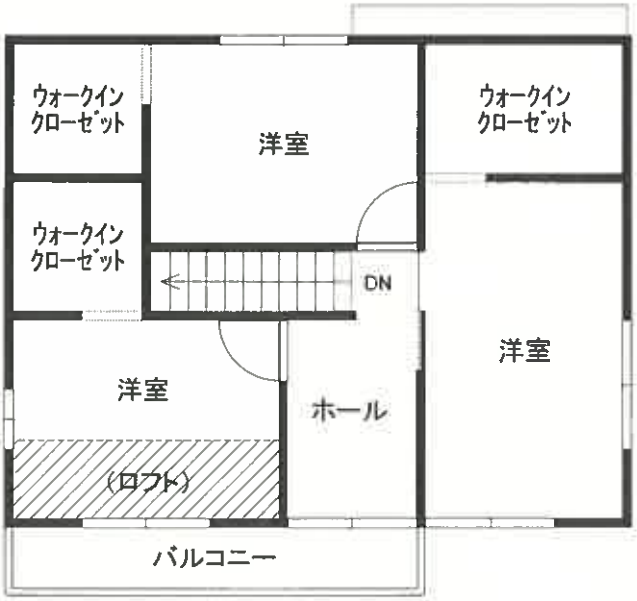
令和８年（ケ）第３８号

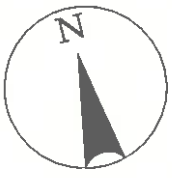
目的物件３

（１階）



（２階）





建物間取図
縮尺　1：100